

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告する。

平成15年1月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

イオン株式会社

代表取締役社長 岡田 元也

千葉市美浜区中瀬1丁目5-1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ京都南店

京都市南区東九条南山王町5の3

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日

平成14年12月31日

3 届出年月日

平成14年12月20日

（産業観光局商工部商業振興課）